

補助金申請額の算定方法※補助金申請額は算定基礎額と補助率等から算出する補助限度額以下でなければなりません。

- ①算定基礎額は以下の【A】と【B】の小さいほうを採用します。
 【A】補助事業に係る収入合計－会費等を除く補助対象事業実施によって得る収入
 【B】補助事業に係る支出合計－補助対象外経費

別添2の2

- ②算定基礎額と各事業の補助率等から補助限度額を算出します。
 (イ)新規事業立上げ支援:算定基礎額の100%(5万円以上10万円まで)
 (ロ)活動支援(5万円以上30万円まで)
 ① 3回目までの申請では20万円までの全額と20万円を越える額の50%を補助
 ② 4回目以降の申請では10万円までの全額と10万円を越える額の50%を補助

記入例

一部事業用

収 支 予 算 書

1. 収入の部

(単位:円)

経費区分	予算額	内 容 ・ 内 訳
会費収入		
入場料、受益者負担金等(ウ)	150,000	参加費500円×300名
団体繰入金	100,000	
その他収入(エ)	100,000	**財団補助
市補助金(今回補助申請額)	285,000	
前年度繰越金		
収入合計	635,000	

【A】は補助事業収入合計635,000円から(ウ)入場料や受益者負担金150,000円と(エ)その他収入100,000円を除いて385,000円になります。

2. 支出の部

(単位:円)

経費区分	予算額	内 容 ・ 内 訳
補助対象経費支出		
謝礼金	200,000	講師2人
旅費	100,000	講師旅費2名
消耗品費	50,000	用紙、インク代、文具等
飲み物代	20,000	講師 ボランティア当日飲み物
印刷製本費	70,000	資料作成500部(60,000円)横断幕作成10,000円
光熱水費	5,000	当日会場冷暖房費
通信運搬費	30,000	郵送料、メール便
委託料	80,000	チケット、ポスター、チラシ等1000部
使用料及び賃借料	20,000	会場使用料
補助対象経費計(ア)	575,000	
補助対象外経費計(イ)	60,000	スタッフ、講師食事代、講師土産代
支出合計(ア)+(イ)	635,000	

【B】は補助事業支出合計635,000円から(イ)補助対象外経費60,000円を除いた575,000円になります。

上記にとおり【A】385,000円<【B】575,000円であるため、小さい方の【A】385,000円が算定基礎額になります。

活動支援の事業区分で申請する場合の補助金申請限度額は

①3回目までの申請の場合

$200,000円 + (385,000 - 200,000円) \times 0.5 = 292,500円 \approx 292,000円$ (千円未満切捨)となり、補助限度額は292,000円です。
 したがって今回の市補助金申請額285,000円のみで受理できます。

②4回目以降の申請の場合

$100,000円 + (385,000 - 100,000円) \times 0.5 = 242,500円 \approx 242,000円$ (千円未満切捨)となり、補助限度額は242,000円です。
 したがって今回の市補助金申請額は242,000円に修正して受理することになります。